

## 兵庫県建設業育成魅力アップ協議会設置要綱

### (設置)

第1条 建設業に対する県民の正しい理解とイメージアップ、若年入職者の確保等を図り、建設業が担う社会基盤の整備の円滑な推進を図るため、「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会（以下、「協議会」という。）」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建設業のイメージアップの推進に関すること。
- (2) 建設業への若年者の入職促進に関すること。
- (3) 建設業の就業環境の改善の推進に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、兵庫県土木部次長（事務）の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、一般社団法人兵庫県建設業協会会長の職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は会長が招集し、議長を務める。

- 2 委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理出席ができるものとする。
- 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、兵庫県土木部契約管理課に置く。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

区 分	所属機関（団体）名	役 職
行政関係	兵庫労働局職業安定部	職業安定課長
	兵庫県産業労働部	労政福祉課長
	〃	能力開発課長
	兵庫県土木部	次長(事務)
	〃	技術企画課長
教育関係	兵庫県教育委員会	高校教育課長
	兵庫県工業高等学校長会	会長
業界関係	(一般財団法人) 建設業振興基金	経営基盤整備支援センター部長
	(一般社団法人) 兵庫県建設業協会	会長
	(一般社団法人) 兵庫県電業協会	会長
	(一般社団法人) 兵庫県空調衛生工業協会	会長
	職業訓練法人近畿建設技能研修協会	三田建設技能研修センター所長